

平成23年第3回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その7)

区 分	件 名	概 要																				
条例案 総務部 (1件)	【1】 三重県県税条例及び三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">予 算 案</td> <td style="padding: 5px;">1 件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; padding: 0 10px;">}</td> <td rowspan="5" style="padding: 5px;">議案 1 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">条 例</td> <td style="padding: 5px;">1 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その 他</td> <td style="padding: 5px;">1 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">報 告</td> <td style="padding: 5px;">1 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">認 定</td> <td style="padding: 5px;">1 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">提 出</td> <td style="padding: 5px;">1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">計</td> <td style="padding: 5px;">1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p> 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律による地方税法の一部改正、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の制定及び地方税法の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に鑑み、個人の県民税、不動産取得税、県たばこ税、産業廃棄物税等についての規定を整備するものである。 (公布の日(一部平成25年1月1日、平成25年4月1日)から施行) (主な改正内容) 個人の県民税 平成25年1月1日から、退職所得の分離課税に係る所得割について、所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止する。 (平成25年1月1日から施行) 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、現行の税率(1,000円)に500円を加算した額とする。 (公布の日から施行) 不動産取得税 東日本大震災による被災農用地の所有者(農業を営む者に限る。)等が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地を平成33年3月31日までの間に取得した場合に、被災農用地の面積相当分には不動産取得税が課されないように特例を講じる。 警戒区域内農用地の所有者(農業を営む者に限る。)等が、当該警戒区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地を警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に取得した場合に、警戒区域内農用地の面積相当分には不動産取得税が課されないように特例を講じる。 改正後の不動産取得税に関する規定は、平成23年3月11日以後に取得された当該農用地について適用する。 (公布の日から施行) 県たばこ税 県たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、1,000本につき860円(現行1,504円)に改める。 旧三級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、1,000本につき411円(現行716円)に改める。 (平成25年4月1日から施行) </p>	予 算 案	1 件	}	議案 1 件	条 例	1 件	その 他	1 件	報 告	1 件	認 定	1 件	提 出	1 件			計	1 件		
予 算 案	1 件	}	議案 1 件																			
条 例	1 件																					
その 他	1 件																					
報 告	1 件																					
認 定	1 件																					
提 出	1 件																					
計	1 件																					

区 分	件 名	概 要
総務部 つづき		<p>産業廃棄物税</p> <p>徴税吏員は、産業廃棄物税の賦課徴収に関する調査のために必要があるときは、帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）の提示又は提出を求めるとともに、当該物件を留め置くことができることとする。</p> <p style="text-align: right;">（平成25年1月1日から施行）</p>